

ホ 連結法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。）に係る支払利子等で非関連者に対するもの（①において「特定債券利子等」という。）債券の銘柄ごとに次に掲げるいずれかの金額

(1) その支払若しくは交付の際、その特定債券利子等について所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われ、又は特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額と第六十六条の五の二第二項第三号ロに規定する政令で定める公共法人に対する特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除く。）の額との合計額

(2) ①に掲げる金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額

四 関連者 連結法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係又は個人が連結法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十以上

の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

五 非関連者 連結法人に係る関連者以外の者をいう。

六 控除対象受取利子等合計額 各連結法人の当該連結事業年度の受取利子等の額の合計額を当該各連結法人の当該連結事業年度の対象支払利子等合計額の当該連結事業年度の支払利子等の額の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。

七 受取利子等 連結法人が支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

3 第一項の規定は、各連結法人の当該連結事業年度の対象純支払利子等の額が二千万円以下である場合には、適用しない。

第六十八条の八十九の二第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「超える部分」を「部分」に、「から第八項」を「から第七

項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項」を「第三項」に、「第七項及び第八項」を「第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第六十八条の八十九の三の見出しを削り、同条第一項中「同条第八項」を「同条第七項」に、「百分の五十」を「百分の二十」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に改め、同条第二項中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「前条第二項」を「前条第二項第一号」に改め、同条第五項中「第一項及び」を「第一項又は」に、「に当該連結超過利子額に関する明細書の添付」を「の提出」に、「に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその計算に関する明細書」を「修正申告書又は更正請求書に当該連結超過利子額、これらの規定により損金の額に算入される金額及びその計算に関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる連結超過利子額は、当該書類に記載された連結超過利子額を限度とする。

第六十八条の八十九の三第六項を削り、同条第七項中「第三項から第五項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第六十八条の九十第一項第一号イ中「除く。」の下に「次項第二号イ(3)。」を加え、同号口中「ハ」の下に「及び次項第二号イ」を加え、同項第四号中「のいずれかが零」を「又は他の外国関係会社(連結法人との間に実質支配関係があるものに限る。）」の当該外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合のいずれかが零」に改め、同条第二項第二号イに次のように加える。

- (3) 外国子会社(当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

- (4) 特定子会社(前項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関係会社で、部分対象外国関係会社に該当するものその他の政令で定めるものをいう。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社(当該連結法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地国において、その役員(法人税

法第二条第十五号に規定する役員をいう。次号及び第七号並びに第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。(4)及び(5)において同じ。)によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社はその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5) その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第六十八条の九十第二項第二号口中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号八中「第六十六条の六第二項第二号八」を「第六十六条の六第二項第二号二」に改

め、同号ハを同号ニとし、同号口の次に次のように加える。

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

- (1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、前項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。（2）において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。
- (2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。）の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

第六十八条の九十二項第三号イ(3)中「（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び

第六項において同じ。」を削り、同号ハ(1)中「居住者、当該外国関係会社に係る」を「居住者、」に、「内国法人、当該外国関係会社に係る」を「内国法人、」に改め、同条第三項中「又は(2)に該当するか」を「から(5)までのいずれかに該当するか」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(1)から(5)まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第六十八条の九十第六項第八号中「第十一号チ」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「又まで」を「ルまで」に、「ルに」を「ヲに」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号チから又までを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。

チ 第七号の二に掲げる金額

第六十八条の九十第七項中「第七号」を「第七号の二」に改める。

第六十八条の九十一第一項中「次項」を「以下この項及び次項」に改め、^ウの額」の下に「（政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）」を加え、同条第二項中「とき」の下に「（前項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定めるとき）」を、「当該外国法人税の額」の下に「（同項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）」を加える。

第六十八条の九十二第十二項中「及び第十四項」を削り、同条第十四項中「に当該個別課税済金額、個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は課税済金額、間接配当等（第六十六条の八第十一項第一号に規定する間接配当等をいう。）若しくは間接課税済金額（次項において「個別課税済金額等」という。）に関する明細書の添付」を「の提出」に、「に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書」を「修正申告書又は更正請求書にこれらの規定により益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された

金額を限度とする。

第六十八条の九十二第十五項を削り、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とする。

第六十八条の九十三の二第一項中「この項、第六項及び第八項」を「この条」に改め、同条第二項第三号イに次のように加える。

- (3) 外国子法人（当該外国関係法人とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係法人の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等（第六十六条の九の二第一項に規定する剰余金の配当等をいう。）(4)において同じ。）の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの
- (4) 特定子法人（特殊関係株主等である連結法人に係る他の外国関係法人で、部分対象外国関係法人に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国

関係法人で、その本店所在地国を同じくする管理支配法人（当該連結法人に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人に該当するもので、その本店所在地国において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第八号及び第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。（4）及び（5）において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配法人がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

- (5) その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係法人で、その本店所在地国を同じくする管理支配法人によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第六十八条の九十三の二第二項第三号口中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハ中「第六十六条の九の二第二項第三号ハ」を「第六十六条の九の二第二項第三号ニ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号口の次に次のように加える。

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係法人

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。（2）において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額）の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。）の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五

十未満であること。

第六十八條の九十三の二第二項第八号中「(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第六項において同じ。）」を削り、同条第三項中「又は(2)に該当するか」を「から(5)までのいずれかに該当するか」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(1)から(5)まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ 収入保険料の合計額から支払つた再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第六十八條の九十三の二第六項第八号中「第十一号チ」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「ヌまで」を「ルまで」に、「ルに」を「ヲに」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号チからヌまでを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。

第六十八条の九十八第一項第一号中「法人税法第二条第九号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、同項第二号中「（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）」を削る。

第六十八条の百二の二第一項中「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に、「同項第五号の二」を「同項第七号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。

第六十八条の百二の三を削り、第六十八条の百二の四を第六十八条の百二の三とする。

第六十八条の百五第一項中「（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十八条の百七の二第四項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）」に、「（資産）」を「（無形資産）」に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第五項及び第六項中「を算定するために重要」を「（第十三項において準用する第六十八条の八十八第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要」に改め、同条第十三項中「第九項

及び第二十一項から第二十六項まで」を「から第十五項まで及び第二十七項から第三十二項まで」に改め、同項の表第六十八条の八十八第八項の項を次のように改める。

第六十八条の八十八第八項		の対価の額	の対価の額とした額
第二項各号			第六十八条の百七の二第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項各号
額			の対価の額とされるべき額
第一項			第六十八条の百七の二第一項
連結所得の金額又は連結欠損金額			法人税の額から控除する金額

第六十八条の百七の二第十三項の表第六十八条の八十八第二十六項の項中「第六十八条の八十八第二十六項」を「第六十八条の八十八第三十二項」に改め、「連結法人」を削り、「係る第一項に規定する」を

「係る第一項」に、「同項に規定する」を「同項」に改め、同表第六十八条の八十八第二十五項の項中「第六十八条の八十八第二十五項」を「第六十八条の八十八第三十一項」に改め、同表第六十八条の八十八第二十二項第一号及び第二十三項の項中「第六十八条の八十八第二十二項第一号及び第二十三項」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号及び第二十九項」に改め、同表第六十八条の八十八第二十二項の

項中「第六十八条の八十八第二十二項」を「第六十八条の八十八第二十八項」に、

及び同法	又は租税特別措置
------	----------

及び同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法	法
又は租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法	法

を

及び同条第二十八項	及び
	て準

同法第六十八条の百七の二第十三項において

用する同法第六十八條の八十八第二十八項

に改め、同表第六十八條の八十八第二十一項の項中「第六

十八條の八十八第二十一項」を「第六十八條の八十八第二十七項」に改め、同項の前に次のように加える。

第六十八條の八十八第十五項	同時文書化免除国外関連取引	同時文書化免除内部取引
---------------	---------------	-------------

第六十八條の百七の二第十三項の表第六十八條の八十八第九項の項を次のように改める。

第六十八條の八十八第十四項	同時文書化免除国外関連取引	同時文書化免除内部取引
	第七項の規定の適用がある国外関連取引	第六十八條の百七の二第六項に規定する同時文書化免除内部取引
	第一項	同条第一項
	財務省令	同条第六項に規定する財務省令
連結所得の金額又は連結欠損		法人税の額から控除する金額

金額

第六十八条の百七の二第十三項の表第六十八条の八十八第八項第二号の項中「第六十八条の八十八第八項第二号」を「第六十八条の八十八第十二項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第六十八条の八十 八第十三項	同時文書化対象国外関連取引	同時文書化対象内部取引
-------------------	---------------	-------------

第六十八条の百七の二第十三項の表第六十八条の八十八第八項第一号の項中「第六十八条の八十八第八項第一号」を「第六十八条の八十八第十二項第一号」に改め、同表第六十八条の八十八第八項の項の次に次のように加える。

第六十八条の八十 八第九項各号	対価の額	対価の額とした額
第六十八条の八十 八第十一項	同時文書化対象国外関連取引 (第七項の規定の適用がある 国外関連取引以外の国外関連	同時文書化対象内部取引(第六十八条の百七の 二第五項に規定する同時文書化対象内部取引

第六十八條の八十 八第十二項	取引	
	第六項	同条第三項
	同時文書化対象国外関連取引	同時文書化対象内部取引
	第六項	第六十八條の百七の二第三項
	第一項	同条第一項
	として財務省令	として同条第五項に規定する財務省令
連結所得の金額又は連結欠損	法人税の額から控除する金額	
金額		

第六十八條の百八第一項中「法人税法第二条第七号に規定する」及び「の各号」を削り、「係る同法」を「係る法人税法」に改める。

第六十八條の百九の二第二項中「全部を」の下に「直接又は間接に」を、「ある外国法人」の下に「のうちいずれか一の外国法人」を加え、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改め、同条第二項中「特定外国親法人」を削り、「で特定軽課税外国法人」を「のうちいずれか一の法人（特定軽

課税外国法人等」に、「ものをいう」を「ものに限る」に、「同じ」を「特定外国親法人」という」に改め、「交付された」を削り、「（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割」を「に規定する特定分割型分割」に改め、同条第三項中「全部を」の下に「直接又は間接に」を、「ある外国法人」の下に「のうちいずれか一の外国法人」を加え、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改める。

第六十九条の四第三項第一号中「もの」の下に「相続開始前三年以内に新たに事業の用に供された宅地等（政令で定める規模以上の事業を行っていた被相続人等の当該事業の用に供されたものを除く。）を除き、」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けた同条第二項第二号に規定する特例事業受贈者に係る同条第一項に規定する贈与者から相続又は遺贈により取得（第七十条の六の九第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合における当該取得を含む。）をした特定事業用宅地等及び第七十条の六の十